

平成19年6月15日  
千葉県報第12209号別冊

包括外部監査の結果に係る措置結果  
(平成15年度及び平成16年度)

千葉県監査委員

## 目 次

### 1 平成15年度分

#### 〈監査テーマ〉

- (1) 流域下水道事業、農業集落排水事業及び家庭雑排水対策事業の財務事務の執行並びに財団法人千葉県下水道公社の出納その他の事務の執行について . . . . . 1
- (2) 千葉県公営競技のうち船橋オートレースの財務事務の執行について . . . . . 2

### 2 平成16年度分

#### 〈監査テーマ〉

- (1) 千葉県立病院（病院事業）の財務事務の執行と経営管理について . . . 3
- (2) 千葉県土地開発公社の財務事務の執行について . . . . . 13

平成15年度包括外部監査

[県土整備部下水道課]

流域下水道事業、農業集落排水事業及び家庭雑排水対策事業の財務事務の執行並びに(財)千葉県下水道公社の出納その他の事務の執行について

事項名	指摘内容	措置状況等
2 契約関係 (1) 下水道公社への委託料 iv 一般管理費の精算方法	流域下水道事業の委託業務から生じた収支差額(利益)は、契約上委託業務以外の費用に充てられるべきではなく、なおかつその一部は委託料の精算方法が適切でないことから生じたものである。管理受託会計から一般会計への繰出金と管理受託会計の収支差額は、流域下水道事業の料金引き下げの原資とすべきである。	平成16年度決算における、管理受託会計の収支差額を千葉県下水道公社は平成18年度及び平成22年度に県に返還し、県はこれを市町村から徴収する維持管理負担金の減額とする。 なお、平成15年度からは管理受託会計の一般管理費についても実費精算としたため、収支差額は生じない。
1 流域下水道事業 (1) 千葉県流域下水道事業のあり方	流域下水道事業においても、利用者に対する説明責任を果たし、かつ経営管理を行うためには、損益取引と資本取引を区分し、発生主義による期間損益計算を行い、経理内容を明確に把握し、経営の健全化を図る必要がある。このためには、地方独立行政法人化あるいは公営企業化などを検討すべきである。	本県流域下水道事業に係る経常的な経費を、主として使用料等経常的収入(市町村負担金)で賄うことが難しいため、公営企業化は困難であるが、経理内容の確かな把握を図るため公営企業会計の導入について検討する。 また、平成17年度から、下水道経営の状況として水洗化率及び維持管理費並びに資本費分ごとの汚水処理原価の指標を公表している。
2		

千葉県公営競技のうち船橋オートレースの財務事務の執行について

事項名	指摘内容	措置状況等
1 オートレース事業のあり方について	<p>船橋オートレース事業は、千葉県として単独の改善策を見出すには限界にあるものと考えられる。千葉県として今後選択できる方策は次のもので、今後議会等において十分な議論を行い、早急に結論を出す必要がある。</p> <p>(1) 事業からの完全撤退                      現行スキームの下では、赤字脱却は困難であり、千葉県民の負担をなくすために船橋市等の関係者と協議を行い早期に同事業から撤退する。</p> <p>(2) 現行スキームの再構築                      単年度収支の黒字化により一般会計への繰出しが可能となることを要件として、経済産業省日本小型自動車振興会、他の地方自治体等の関係者間で今後のオートレースのあり方についての議論を進め、経営が成り立ち、かつ社会的な意義があるか検討する。</p>	<p>包括外部監査の指摘を受け、施行者である千葉県と船橋市とで「船橋オートレース事業の今後の事業展開に関する検討協議会」を設置し、今後の対応策を検討してきたところ、日本小型自動車振興会による開催日数の削減等を内容とする全国的なレベルでの事業実施体制の見直し案の中で、船橋オートレース場においては施行者にリスクを負わせることのない包括的民間委託を検討することが提示された。これにより黒字化の見込みが立ったことから、同見直し案に基づき、18年4月から日本トーター(株)へ包括的民間委託を行い、事業を継続することとしたところである。</p> <p>なお、包括的民間委託により単年度収支が赤字となることはないものの、更なる改善には交付金など現行の詰制度の見直しが必要であることから、今後ともこれらの改正について、全国の他の施行者とともに国等への働きかけを行っていくこととしてい</p>

平成16年度包括外部監査

[病院局経営管理課]

千葉県立病院(病院事業)の財務事務の執行と経営管理について

	事項名	指摘内容	措置状況等
1	1 一般会計繰入金 (3) 一般会計繰入金の問題点 (6) 一括繰入 (7) 総務省基準と千葉県基準の比較	計算の方法に幅があったり、経費の差額補足的繰入を可能としている。 また、総務省基準にない、基準外繰入が行われている。	平成15年度に原則として総務省基準に沿って算定式の明確化や差額補足的な繰入を大幅に見直し、平成16年度から適用しているところである。
2	1 一般会計繰入金 (5) 2号該当経費について	2号該当経費については、効率的な経営が行われたと判断できるときに、収入を上回る経費部分を補助対象とすべきであり、棚卸差異の原因が不明な材料費や、不納欠損の全額を一般会計が負担することは、その趣旨に合致しない。	平成15年度に原則として総務省基準に沿って繰入基準を見直したところであり、不納欠損は繰入対象としていない。
3	2 人件費関係 (1) 退職時の昇給に関する問題点	退職時の特別昇給(1号給又は人件費号給)は、確実に廃止することが望まれる。	平成17年4月1日以降の退職については、特別昇給を行わない取扱いとしたところである(平成17年1月13日通知による)。
4	2 人件費関係 (2) 調整手当	調整手当の支給根拠に照らした支給の対象の見直し、若しくは支給自体の見直しを早急に検討する必要がある。	平成18年4月から知事部局に準じて給与構造の改革に伴う見直しを実施し、職員の給与水準を地域の民間賃金水準が反映されたものとするため、現行の調整手当に替えて地域手当を新設するよう改正した。
5	3 固定資産関係	固定資産実査の実施体制を整えるとともに、定期的に実査を行い、固定資産台帳との不一致内容を調査した上で、適時に固定資産台帳を修正すべきである。 また、除却処理が適切に行われていないので、除却の手続きを明確にし、固定資産台帳を適時に更新する必要がある。	平成17年4月1日に、固定資産管理要領を作成・施行したところであり、この要領に従い、実査を実施するとともに、除却処理が適切に行われるようとしたところである。
6	4 在庫管理(薬剤・医療材料) (1) レントゲンフィルム管理 (2) 循環器病センターの在庫管理 (4) 薬品の実地棚卸 (5) 診療材料の実地棚卸	帳簿数値と実数数値との差異は、原因分析を行い、原因不明分については棚卸減耗損として毎期処理する必要がある。 また、棚卸表の記載内容が統一されておらず、作成されていない場合もある。 棚卸実施要領の作成が必要であり、実地棚卸の手順や作業内容を統一する必要がある。	「実地棚卸実施要領」を制定し、平成17年4月から適用させてその実施手順や内容、様式の統一化を図り、棚卸は年2回(9月・3月の末日)実施することとした。今後は、棚卸表を作成することとにも、帳簿と実数の数値の差異は、調査分析することとし、原因不明分は毎期減耗損として処理することとした。

千葉県立病院(病院事業)の財務事務の執行と経営管理について

事項名	指摘内容	措置状況等
<p>5 債権管理                      (1) 診療報酬未収金について                      (4) 未収金の適時管理                      (5) 督促について                      (6) 診療報酬未収金の分割回収</p>	<p>請求手続き、督促状の発送、臨戸徴収等を一連の業務として実施するよう明確化し、未収金の状況が一覧できるような資料を作成すべきである。                      また、分割支払いについて承認権限が明確でないため、適切な承認が必要である。</p>	<p>請求手続き、督促状の発送、臨戸徴収等を一連の業務として、今年度作成した「未収金回収対策マニュアル」の中で明確化している。未収金の状況の一覧については、各病院が統一したシステムを利用し、未収金管理用データの一元管理が行えるよう平成17年9月からシステム運用を開始した。                      分割支払いを承認する場合には、「未収金発生防止マニュアル」の中で明記している。なお、分割の承認を行う場合は、各病院の事務局長が決裁し、組織として適切な履行監視を図ることとしている。</p>
<p>5 債権管理                      (2) 債権管理マニュアル</p>	<p>県税の徴収業務等に通じた債権管理のノウハウを有する担当者の配置、あるいは、最低限実施すべき事項・期限等を明記するとともに、債務者(患者)への接し方など具体的に記述した債権管理の具体的なマニュアルを作成する必要がある。</p>	<p>病院局に県税の徴収業務担当者を平成17年4月から配置し実施に即した「未収金発生防止と回収対策」のマニュアルを平成17年7月15日に策定し、7月から実施している。                      「未収金発生防止対策マニュアル」において、入院・外来時の患者への対応をはじめ、生活困窮者への公費負担制度の紹介等、患者への情報提供(医療福祉相談)を具体的に記述した。                      「未収金回収対策」については、督促状発付時期、電話催告等を明記するとともに、臨戸徴収、保証人等の催告について、具体例を示し未収金回収への取り組みの強化を図っている。</p>
<p>5 債権管理                      (3) 診療報酬未収金管理業務の連携不足</p>	<p>医事端末上の未収データと財務端末上の未収データとが医事班から財務班へ引き継がれておらず、医事システムと財務会計システムの未収金残高は照合できず、データに不一致が生じている。これらは整合性がとられないべきであり、未収金に関しては医事班と財務班はデータを共有し、業務の引継ぎの時期を見直すなど両者連携して未収金の回収に努める必要がある。</p>	<p>未収金管理に関し医事システムより7病院共通のデータを出力させ、統一の未収金管理システムを構築し平成17年9月より運用を開始した。                      これにより、経営管理課においては7病院の未収データを一元管理でき、催告書の一括送付等、経営管理課を中心に7病院連携し未収金の回収に努めているところである。</p>

平成16年度包括外部監査

[病院局経営管理課]

千葉県立病院(病院事業)の財務事務の執行と経営管理について

	事項名	指摘内容	措置状況等
5	債権管理 (7) 診療報酬の返戻について	返戻が確実に処理されたかどうかを確認できるよう管理台帳が必要である。 返戻が生じると事務手続きが増すため、返戻が生じないよう請求内容の十分なチェックが必要である。 返戻が生じないよう定期的に保険証の確認が必要である。	返戻となったレセプトを管理する台帳が未整備となっていた病院においても当該台帳の整備を行い、返戻分が確実に処理されたかの確認を行っているほか、医事・医師・看護師等が参加する診療報酬に係る会議または検討委員会を毎月開催して、診療科別に査定減の分析や情報の共有化を図っている。 また、病院間で返戻・査定については、定期的に医事会議を開催して、各センター・病院間で返戻・査定についての情報交換を行っているほか、「千葉県病院局診療報酬請求事務等指導・支援実施要綱」に基づき診療報酬指導員が各センター・病院を巡回して請求内容のチェックをすることにより、診療報酬請求の精度向上に努めている。 保険証については、患者に定期的(原則として月に1回)に確認作業を行っている。
10			
11	7 情報システム (2) 個人情報保護 ① 医事会計/オーダーリングシステムに係る個人情報管理規程	個人情報につき漏洩防止等に係る「情報セキュリティ対策の規程等」を定め、個人情報漏洩防止等情報セキュリティ対策を図る必要がある。	各病院が、個人情報漏洩防止に係る「情報セキュリティ対策の規程等」を定めるにあたり、経営管理課において平成18年2月にガイドラインを作成し、各施設へ周知を図った。
12	7 情報処理システム (2) 個人情報保護 ② 診療録等の電子媒体による保存に係る運用管理規程の未策定	診療録等の電子媒体による保存については、施設の管理者は運用規程を定め、これに従い実施すること。	各病院が、診療録等の電子媒体による保存に係る運用管理に係る「情報セキュリティ対策の規程等」を定めるにあたり、経営管理課において平成18年2月にガイドラインを作成し、各施設へ周知を図った。

千葉県立病院(病院事業)の財務事務の執行と経営管理について

	事項名	指摘内容	措置状況等
<p>7 情報処理システム (2) 個人情報保護 ③委託契約における秘密保持契約ないし個人情報の安全管理等条項の未締結 ④個人情報保護に係る宣誓書の常駐外注者からの未呈示 ⑤委託契約書における個人情報持ち出し禁止条項の追加</p>	<p>業務委託契約において、業務従事者等の退職後の守秘義務及び個人情報の保護に関して必要な事項を委託契約に盛り込むべきである。 医事業務及び医療情報システム維持管理業務等の委託業務従事者に、個人情報の保護義務に係る宣誓書に署名させ、これを病院内の管理者がチェックすることが必要である。 医事業務及び医療情報システム維持管理業務等の委託契約書において、個人情報の持ち出し禁止の条項を追加する必要がある。</p>	<p>平成17年3月24日付け病経管第710号により個人情報を取り扱う事務を外部委託する場合の取り扱いについて、下記のとおり通知し、4月1日より適用した。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 委託業者の選定等 個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、個人情報を適正に取り扱っていることと認められる事業者を選定するとともに、個人情報適正に取得し、委託先の事業者を定期的に指導・監督していただく。</li> <li>2. 委託契約書等 委託契約書には、包括外部監査での指摘事項を踏まえ、個人情報保護に関する条項を盛り込んでください。 なお、個人情報保護に関する条項は、別添の条項案を参考に、それぞれの委託業務の内容に応じて加除修正の上、作成してください。</li> <li>3. 誓約書等の呈示 包括外部監査での指摘事項を踏まえ、受託事業者がその従業者に対し、個人情報保護に関する義務(守秘義務等)を退職後も含めて課していることを、受託事業者の従業者が受託事業者に提出した誓約書等の写しを呈示させることにより確認してください。 (条項案第5条第3項)</li> </ol> <p>また、個人情報保護に係る条項については、個人情報保護に関する法令等の遵守、目的外利用等の禁止、安全対策措置、窓口責任者の設置、秘密保持義務等の条項を例示した。</p> <p>時差出勤の試行実施と併せて、平成17年2月22日付け千葉県病院局管理規程第2号、千葉県病院局職員職務規程附則の改正により改善。</p> <p>時差出勤の本格実施と併せて、平成17年4月1日付け千葉県病院局管理規程第9号、千葉県病院局職員職務規程第6条第7項の改正により改善。</p>	
<p>1 人事・給与関係 (3) 勤務時間前後における休憩時間</p>	<p>業務の効率化及び職員の安全確保のため勤務時間内に設定するものであるので、改善することが望まれる。</p>	<p>時差出勤の本格実施と併せて、平成17年4月1日付け千葉県病院局管理規程第9号、千葉県病院局職員職務規程第6条第7項の改正により改善。</p>	

千葉県立病院(病院事業)の財務事務の執行と経営管理について

事項名	指摘内容	措置状況等
2 契約事務 (1) 高額医療機器の購入	医療機器を購入すべきか否かの意思決定を行った後は、専門メーカー機器の性能と価格を比較検討し、将来の稼働予測から高額医療機器を購入しても採算が取れるかどうかという検討を十分行う必要がある。 医療機器等の購入に際して、機能や必要性等とインセンティブを考慮して機器導入の病院間の優先順位を検討すべきと考える。 高額医療機器等を購入する際に機種選定審査会において検討されているが、判断基準を統一するため基準を作成し委員の間で判断基準を明示すべきと考える。	高額医療機器等の整備(取得)に当たっては、平成16年5月、物品購入、業務委託及び賃借の契約等の見直しを行うことを目的に設置した「病院局契約制度等検討委員会」による事前評価(機器の必要性や収支見込・使用頻度等)及び事後評価(費用対効果の検証)を行っている。 また、上記委員会の判断の基準として「高額医療機器整備指針」を作成し、平成18年4月から適用したところであり、この中にあって、インセンティブも考慮することとした。 なお、上記以外の医療機器や備品については、各病院間における同一の機器等の取得による調整や共通化を行うこととした。
2 契約事務 (2) 委託契約 ②給食業務	病院給食業務が、症例に応じた食事の提供や質の確保等一定の条件を課す必要があると判断する場合は、単なる価格を基準とした競争ではなく、一定の要件を満たす仕様書を適切に作成した上で、複数年契約を前提に総合評価方式等の契約手続等を実施し競争性、透明性、経済性を高めるよう試行すべきである。	平成17年度から指名型プロポーザルの総合評価方式を採用した複数年契約を実施しており、業務内容や食事等に関しては、病院毎に専門性や特殊性があるため、病状症例に応じた食事内容や質の確保に係る仕様書により対応している。
3 債権管理 (1) 未収金回収の体制上の問題 (2) 未収金回収業務の経済性 (3) 未収金回収の確実性を高める対応	病院で未収金回収業務に人員を振り分けるか、病院局としても未収金回収の専門的な徴収部署を設置する等、未収金回収体制を作る必要がある。 未収金回収業務は、一定の金額基準を設けて、その金額基準に照して対応を要するべきである。 入院患者から診療報酬未収金を回収できない場合には保証人への請求をすべきである。	未収金回収体制については、各病院のマニパワースト不足を補助するため、文書催告、電話催告、臨戸徴収等を含む業務を平成17年10月から医事委託業者に委託した。 未収金回収業務での、一定の金額基準を設けることについては、今年度作成した「未収金回収対策マニュアル」の「平成17年度過年度未収金回収対策」の中で未収金額を階層別に区分し、その金額基準に照して業務内容を個々に明確にした。 保証人への催告については、「未収金回収対策マニュアル」の中で請求時期等を明確化した。また、各病院の未収金担当者と実施している「事案検討会」においても、保証人への相談、請求となる方針を決定のうえ回収業務を行っている。

平成16年度包括外部監査

〔病院局経営管理課〕

千葉県立病院(病院事業)の財務事務の執行と経営管理について

	事項名	指摘内容	措置状況等
18	3 債権管理 (4) 診療報酬の査定減について	査定減の結果を診療科別、医師別等に分類し、査定減を極力少なくする工夫が必要である。	病院においては、医事・医師・看護師等が参加する診療報酬に係る会議または検討委員会を毎月開催して、診療科別に査定減の分析や情報の共有化を図っている。 また、病院局においては、定期的に医事会議を開催して、各センター・病院間で返戻・査定についての情報交換を行っているほか、「千葉県病院局診療報酬請求事務等指導・支援実施要綱」に基づき診療報酬指導員が各センター・病院を巡回して請求内容のチェックをすることにより、診療報酬請求の精度向上に努めている。
19	4 情報システム (1) システム投資効果 ①システム共有化によるコスト低減 ②レセプトの電子データによる請求 (3) データ連動による管理 ①医事会計/オーダーリングシステムと診療材料管理システムとのデータ連動 ②医事会計/オーダーリングシステムの調剤薬以外の薬(注射薬等) 払出データ	コストの低減化の観点から各病院の業務プロセスを標準化することにより、病院オーダーリングシステム等を共有化できるか否か検討することが必要である。 コストの低減化の観点からレセプトの電子データによる請求によりコスト低減等が可能か否か検討することが必要である。 各病院で各々の医事会計/オーダーリングシステムと診療材料管理システムのデータ照合により、請求漏れの防止が図れる。 調剤薬以外の薬(注射薬等)については、定期的な棚卸により正確な払出数量を把握するとともに、診療報酬の請求との照合を行うことが望まれるところであり、費用対効果を検討の上、医事会計システム側で診療報酬の請求と病棟払出数量との照合システムを構築することが望ましい。	平成16年5月からIT化推進検討委員会において、病院の情報システム等の共有化の検討を行っていたが、基幹システム(電子カルテ、オーダーリングシステム、医事会計システム、看護支援システム)を共通化することと決定し、平成17年7月にシステム要求仕様書を作成した。 なお、基幹システムを導入することにより、レセプトの電子データによる請求が可能となり、各システムと連携を図らなければならないので診療報酬請求漏れの防止につながる。 また、本システムの導入について、がんセンターを手始めに平成17年9月にWTO入札を実施し、その後、循環器病センター、こども病院へ順次導入する予定となっている。
20	4 情報システム (1) システム投資効果 ③診療支援システムの利用禁止	がんセンターのオーダーリングシステムについて「運用規則要綱」を早急に発効することによって診療支援システムを運用し、その投資効果を高めることが必要である。	平成18年4月稼働の電子カルテを含めた病院情報システムで対応。

平成16年度包括外部監査

[病院局経営管理課]

千葉県立病院(病院事業)の財務事務の執行と経営管理について

事項名		指摘内容		措置状況等	
21	4 情報システム (2) 情報資源の方針と計画 ① 中長期計画による情報システムの必要性・貢献度のスゴ法等定量化(評点化)	情報システムについては、必要性・貢献度のスゴ法等定量化(評点化)により中長期計画(毎年度これを見直すローリング方式が一般的)を策定し、機関決定する必要がある。	現在、病院情報システムについて、整備計画を立て、がんセンターを先始めに循環器病センター、こども病院へ順次導入する予定であり、費用対効果を見てIT化推進検討委員会の中で機関決定している。		
22	4 情報システム (4) 情報セキュリティ ① 財務会計システム及び医事会計/オーダーリングシステムに係るコンピュータウイルス対策	「千葉県情報セキュリティ対策基準」に基づく「情報セキュリティ対策の規程等」を定め、コンピュータウイルス対策を図る必要がある。	各病院が、コンピュータウイルス対策に係る「情報セキュリティ対策の規程等」を定めるにあたり、経営管理課において平成18年2月にガイドラインを作成し、各施設へ周知を図った。		
23	4 情報システム (5) 情報システムの運用 ① サーバの管理方法および基準の明文化	サーバの運用作業に係わる具体的管理方法及び基準について明文化していないので、データの保護管理に関する規程等を整備することが必要である。	各病院が、サーバの運用作業に係わる具体的管理方法及び基準等に係る「情報セキュリティ対策の規程等」を定めるにあたり、経営管理課において平成18年2月にガイドラインを作成し、各施設へ周知を図った。		
24	4 情報システム (6) 事業継続の計画立案 ① バックアップの日常処理	テープへのバックアップの日常実行又は自動運用処理における正常終了の日常確認及びこれを上位者が管理することが必要である。	各病院が、データバックアップの日常処理、上位者の管理に係る「情報セキュリティ対策の規程等」を定めるにあたり、経営管理課において平成18年2月にガイドラインを作成し、各施設へ周知を図った。		
25	4 情報システム (6) 事業継続の計画立案 ③ クラウド環境におけるサーバの運用管理のルールの整備	バックアップを含むサーバ運用管理ルールを「情報セキュリティ対策の規程等」として定め、各部署科における情報システムのユーザにルールを明確に示し、各ユーザがこのルールを遵守する必要がある。	各病院が、サーバ運用管理ルールに係る「情報セキュリティ対策の規程等」を定めるにあたり、経営管理課において平成18年2月にガイドラインを作成し、各施設へ周知を図った。		

千葉県立病院(病院事業)の財務事務の執行と経営管理について

	事項名	指摘内容	措置状況等
26	4 情報システム (6) 事業継続の計画立案 ① 手作業処理マニユアルを含む事業継続計画の未策定	コンピュータ処理が停止したときにおける手作業処理マニユアルを含む事業継続計画、すなわちリスクシナリオの想定、重要なリスクシナリオのいくつかの選定、シナリオ毎の対応方針、体制整備、マニユアル等による手作業などの代替処理による暫定運用、システム復旧計画等を策定することが必要である。	各病院が、コンピュータ処理が停止したときにおける手作業処理マニユアルを含む事業継続計画等作成に係る「情報セキュリティ対策の規程等」を定めるにあたり、経営管理課において平成18年2月にガイドラインを作成し、各施設へ周知を図った。
27	4 情報システム (7) 適用業務システムの導入と保守 ① システムドキュメント・ソースプログラムの未入手	システムドキュメントの整備及びソースプログラムの入手ルールの「情報セキュリティ対策の規程等」として定め、システム新規開発、改修において、パッケージ部分を除き、システム設計書等システムドキュメント及びソースプログラムを納品物として仕様に定め、新規開発及び改修時に委託先から入手し、その整備を図る必要がある。	各病院が、システムドキュメントの整備及びソースプログラムの入手ルールの「情報セキュリティ対策の規程等」を定めるにあたり、経営管理課において平成18年2月にガイドラインを作成し、各施設へ周知を図った。
28	4 情報システム (8) 個人情報の取り扱い事務の目的	各病院での個人情報保護実施機関の窓口明示、登録簿の表示、それによる個人情報取扱「事務の目的」等の説明が望ましい。 個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言(いわゆる、プライバシーポリシー等)の策定・公表により、事業者と同様に事務の目的等個人情報の取扱いに関する諸手続について、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することが望ましい。	平成17年3月23日付け病経営第706号により個人情報保護方針等の病院内掲示について、下記のとおり通知し、4月1日より周知徹底を図った。 記 1. 掲示日 平成17年4月1日 2. 別添「個人情報保護方針」等の提示案を参考に、各病院の特性に応じて加除修正の上、掲示してください。 特に、個人情報の利用目的については、各病院で項目及び内容等を精査してください。 3. 掲示に当たっては、受付付近の患者に分かりやすい場所に掲示してください。 4. 初回の患者に対しては、受付時において当該掲示についての注意を促すようにしてください。 5. 個人情報保護方針等の病院内掲示にあわせて、以下の条例・規程等を受付に備え付け、一般の閲覧に供してください。

平成16年度包括外部監査

[病院局経営管理課]

千葉県立病院(病院事業)の財務事務の執行と経営管理について

	事項名	指箇内容	措置状況等
29	第5章 材料(薬剤・診療材料)管理	薬剤管理・診療材料管理については、各病院の業務内容及び費用対効果を踏まえ、SPDへの移行について検討する必要がある。	SPD移行の費用対効果について検討した結果、一括委託契約ではなく、購入に関しては病院自前で価格交渉を行うことにした。
30	第6章 設備管理 2 高額医療機器導入プロセスの改善点	損益分岐稼働件数を収支計画に含めることにより、採算が取れる最低ラインの稼働件数が実現可能なものかどうかを確認する。 導入後も年度等の一定期間ごとに稼働状況を管理することにより、採算が取れているかどうかを継続的にモニタリングする。	「病院局契約制度等検討委員会」において、高額医療機器等の取得の必要性、収支見込、使用頻度等の整備計画を明記し、併せて損益分岐稼働件数も算定するよう義務付けて委員がヒアリングを行い、費用対効果の事前評価を行って判断材料としている。 さらに、機器の取得後については、一定期間を設けて費用対効果の検証(事後評価)や稼働状況等の分析を行っている。 また、上記以外の医療備品は、各病院間における同一の機種等の取得による調整や共通化を行っている。
31	第7章 診療収入管理 (3) 医師との協力的体制の構築	返戻や査定減が同じような事務処理上のミスにより発生しているようであれば、使用している帳票類の種類、内容、記入のしやすさについても改善が必要。 診療行為上、必要な医療行為であったにもかかわらず、査定減の対象となったものについては、診療する医師や看講師の協力的な事務方のスキームが不可欠である。 医師へのフィードバックには、同一診療科の医師全員で情報を共有できるようにすることが望ましく、必要なものについては看講師等にも周知を図り病院全体で情報を共有し再発を防ぐべき。	帳票類の種類、内容、記入方法等については、各センター・病院で必要に応じて様式の見直しや記入方法の研修等を行っている。 毎月、各センター・病院においては、医師・看講師・医事事務職員等を構成員とする診療報酬に係る会議・検討委員会を開催して診療科別の査定分析や情報の共有化を図ることが図られている。また、当該の協力や医事事務職員のスキームアップが図られている。また、当該会議・検討委員会の結果は参加しなかった医師等にも文書・メール等により周知されている。 病院局においては、「千葉県病院局診療報酬請求事務等指導・支援実施要綱」に基づき診療報酬指導員が各センター・病院を巡回して請求内容をチェックし、巡回先で講評を行うことにより、診療報酬請求の精度を高めるとともに、医事職員のスキームアップを図っていく。
32	第10章 県立病院事業全体の見直しについて 3 「効率性」を重視した運営方法 (4) 材料・設備の弾力的活用	医療機器の進歩は目覚しく数年で陳腐化するたため、継続的な更新によって病院の競争力を維持すること、継続的な現金支出(初期負担)を抑えることを目的にリース契約へと切り替えることが望まれる。	リース契約による医療機器の導入については、リースが有利なもののは採用しており、購入時に個別に判断している。

平成16年度包括外部監査

[病院局経営管理課]

千葉県立病院(病院事業)の財務事務の執行と経営管理について

	事項名	指 摘 内 容	措置状況等
33	<p>第10章 県立病院事業全体の見直しについて</p> <p>3 「効率性」を重視した運営方法 (5) 体系的な経営管理手法の導入</p>	<p>病院版BSCのような体系的な経営管理手法を導入することが望まれる。</p>	<p>患者サービスの向上、良質な医療サービスの提供、経営基盤の確立に向けた各種施策及び具体的目標を体系化した「病院局中期経営計画」(計画期間＝平成17年度から19年度)を策定したところである。</p> <p>今後、年度毎に定めたアクションプログラムに従って、施策の着実な推進及び進行管理に努めることとしている。</p>
34	<p>第10章 県立病院事業全体の見直しについて</p> <p>4 「効率性」実現に向けた運営体制 オプティマ</p> <p>(3) 県立病院機能の他機関への委譲</p>	<p>「山武地域医療センター」(東金病院と近隣国保病院との機能統合)構想においては、センター建設等の一時的資金を県が提供する必要性は検討されるものの、その経営・運営を山武地域の市町村に委ねることも検討されることとが望まれる。</p>	<p>山武地域における公立病院(県立東金病院、国保大網病院、国保成東病院)の新しい枠組みを目指す山武地域医療センター構想の具現化に向け平成16年7月地元関係機関等からなる山武地域医療センター基本計画策定委員会が設置された。この委員会において、平成17年3月までに「山武地域医療センター整備・運営についての基本方針」が取りまとめられた。</p> <p>基本方針では、地元関係市町村の協議により、山武地域医療センターについては、地域医療は地域で担う視点を立って、基本的に地元関係1市8町村が運営主体となることが決定された。</p>

平成16年度包括外部監査

[千葉県土地開発公社]

千葉県土地開発公社の財務事務の執行について

	事項名	指摘内容	措置状況等
1	1 長期保有土地 (2) 土地造成用地の長期保有土地 i 小見川用地	開発に当たって検討が十分であったか疑問な点があり、その後の土地利用及び処分方針の決定が必ずしも適切であったとは言えない。 よって、速やかに公払法の目的に沿って処分方針を決定し処分を図るべきである。	開発に当たっての検討は、検討会を開催し、平成17年3月に小見川用地の土地利用・処分方針を策定した。その内容は (1) 当初計画を中止し現況のまま譲渡する。 (2) 譲渡先として、事業用地所在地地方公共団体とする。 (3) 土地利用目的については、地域振興に沿うものとする。 となつている。 この方針に基づき、平成18年3月24日に小見川町へ無償譲渡した。
2	1 長期保有土地 (2) 土地造成用地の長期保有土地 ii 茂原にいはる工業団地	収支計画の検討が適切であったか疑問である。 よって、速やかに公払法の目的に沿って処分方針を決定し処分を図るべきである。	開発に当たっての収支計画の検討を行い、平成17年3月に茂原にいはる工業団地の土地利用・処分方針を策定した。 (1) 社会経済状況が好転しないため、現況のまま譲渡する。 (2) 譲渡先として、事業用地所在地地方公共団体とする。処分できない場合には関係地方公共団体等と協議のうえ民間企業への処分も検討の対象とする。 (3) 土地利用目的については、可能な限り当初の事業目的に沿うものとする。
3	2 土地造成事業関係 (1) 富津下浜用地事業における損失	富津下浜用地の土地造成事業においては、将来的に損失が発生する可能性があるが、当該損失に対する引当金の計上をしていない。	平成18年度決算において、引当金の計上を行う。なお、組合と債権者との特定調停は不調であった。
4	2 土地造成事業関係 (2) 富津市菅木土地区画整理組合に対する貸付金の回収可能性	組合には十分な資金的余裕がないことから貸付金の回収可能性は極めて低い、したがって貸倒引当金を設定すべきである。	平成17年度決算にて設定した。
5	3 人事、給与関係 (1) 退職時の特別昇給	退職時の特別昇給は、廃止も含め是非を検討すべきである。	指摘により、職員の任用等に関する規程の一部を改正し、退職時の特別昇給制度は平成16年度で廃止した。

平成16年度包括外部監査

[千葉県土地開発公社]

千葉県土地開発公社の財務事務の執行について

	事項名	指摘内容	措置状況等
6	3 人事、給与関係 (2) 期末手当算定の基礎額	扶養手当支給額を期末手当基礎額に含めることについては、廃止を含め是非を検討すべきである。	県に準じており、適切に対処していく。
7	3 人事、給与関係 (3) 調整手当の支給	調整手当は、月額給与に吸収し手当として別途支給せず廃止を含め検討すべきである。	県に準じており、適切に対処していく。
8	3 人事、給与関係 (4) 住居手当	住居手当は、支給の有無あるいは支給対象の見直しを検討すべきである。	県に準じており、適切に対処していく。
9	3 人事、給与関係 (5) 勤務時間前後における休憩時間	勤務時間内に休憩時間を設定するよう、見直す必要がある。	就業規程の一部を改正し、平成17年4月1日から休憩時間の見直しを行った。また、平成19年4月1日から休憩時間は廃止した。
10	4 会計処理関係 (1) 賞与引当金の未計上	企業会計の基準に沿って、賞与引当金の計上が必要である。	平成17年度決算にて計上した。
11	4 会計処理関係 (2) 退職給与引当金の過大計上	退職する職員に対する支給割合が誤っており、過大計上となっている。	指摘により、平成17年度決算において修正した。
12	4 会計処理関係 (3) 地価変動等調整引当金の計上基準	土地造成事業における地価変動等調整引当金は定率とせず実勢価格に沿った繰入率を設定すべきである。	新しい経理基準を踏まえ、平成17年度決算で是正した(地価変動等調整引当金は新経理基準要綱に基づいて廃止した)。
13	4 会計処理関係 (4) 千葉県土気緑の森工業団地の水道負担金	水道負担金は、長期未払金等の長期債務として計上し、土地の簿価にも一括して計上すべきである。	平成17年度決算で長期未払金を土地の簿価に一括して計上した。
14	5 経営改善について (1) 今後の改善計画 ②土地開発公社の経営改善計画	分譲事業における保有土地については、一刻も早く処分を進めて換金化を図り借入金返済を進めるべきである。	新規分譲方策として、千葉県土気緑の森工業団地分譲価格の引き上げ等を実施し、早期の処分を進めているところである。改善計画を見直し、土地造成事業借入金の返済は平成32年度の完済を目指しているが、土地分譲が好調なことから計画年度よりも早期に完済が見込まれる状況である。

平成16年度包括外部監査

[千葉県土地開発公社]

千葉県土地開発公社の財務事務の執行について

	事項名	指摘内容	措置状況等
15	5 経営改善について (2) 経営改善計画について ①公有地取得事業の改善目標について	受託事業量の目標設定には、過去の実績を反映させるべきである。	改善計画の見直しを行い、過去の実績を反映させ、受託事業量の目標を20億円としたところである。
16	5 経営改善について (2) 経営改善計画について ②あっせん等事業の改善目標について	受託事業量ごとの将来予測を勘案するとともに、過去の実績を加味し改善目標値を定めるべきである。	改善計画の見直しを行い、過去の実績を反映させ、あっせん等事業の目標を2.5億円としたところである。
17	5 経営改善について (2) 経営改善計画について ③土地造成事業の改善目標について	完成土地の販売が全国的にも不振であり、また、完成土地の一部を賃貸とすることも予定されていることから、財務計画の見直しが必要である。	千葉県気緑の森工業団地分譲価格の引き下げ等の実施による販売促進、事業用借地(10年～20年)による賃貸の実施等を考慮した財務計画に見直した。
18	1 千葉県土地開発公社のあり方 (2) 土地開発公社の将来への方向性 ①責任の所在	千葉県と公社の契約変更にあたっては、再取得が遅れる原因はどちらにあるのか、責任を明確にすべきである。	償還計画に基づき再取得の実行時期の明確化を図った。
19	2 土地造成事業 (1) 完成土地の販売促進について	販売促進活動そのものを外部委託することも検討すべきである。	工業団地の販売促進に向けて、外部委託により、平成17年6月から平成18年3月まで、現地案内希望企業情報提供制度の業務委託を実施したが契約締結には至らなかった。引き続き成約報酬制度を実施する。
20	4 契約手続	工事費について一般競争入札を積極的に活用した発注も検討すべきである。	平成18年9月に契約した雷津下派用地の売却に伴う造成工事から一般競争入札を導入した。
21	6 土地造成事業の分譲価格と毎価総額	地価の下落により財務状況を悪化させないために、保有土地の早期処分が望まれる。	千葉県気緑の森工業団地の処分価格の見直しを行うなど、早期処分に努めていく。
22	7 その他 (1) 事業採算性の検討の必要性	定期的な事業採算性の検討が必要である。	決算を踏まえ、事業採算の見直しを検討していく。
23	7 その他 (2) 事業計画の見直し	公社の借入金返済のため、関係市町村及び県と事業の将来性を検討する場を設ける必要がある。	県(県土整備部用地課)と連携しながら関係市町村と必要な検討を行っている。